

議案第 8 号

和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（非常災害対策） 第 10 条（略） 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。 <u>（安全計画の策定等）</u> 第 10 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 <u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u> 第 10 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児	（非常災害対策） 第 10 条（略） 2 前項の訓練（<u>避難及び消火の訓練に限る。</u>）は、<u>定期的に行わなければならない。</u>

<u>の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない</u> 2 <u>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u> （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第13条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u> 第16条 削除 （衛生管理等） 第17条（略） 2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u><u>に実施するよう努めなければならない。</u> 3～5（略）	（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第13条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u> <u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u> 第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関し<u>その利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> （衛生管理等） 第17条（略） 2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 3～5（略）
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項に

において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月17日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に伴い、必要事項を本条例に追加・削除するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。